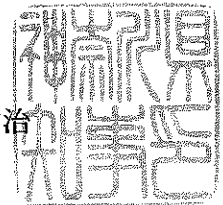


水第1832号  
令和4年12月12日

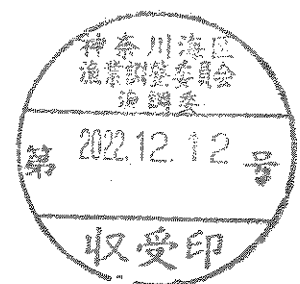
神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、漁業の許可及び取締り等に  
関する省令第70条第2号の漁業に係る神奈川県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項、同条第2項に規定する許可又は起業の  
認可を申請すべき期間及び同第16条第2項による許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすする総トン数及び漁業者の数のその他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機 関の馬 力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
なまこ、あさり、ばかがい、あずまにしきを目的とする手繰り第3種漁業	1	15トンの未満の申請あった総トン数	定めなし	共第1号共同漁業権の漁場の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (1) 横須賀市走水旗山崎突端から200メートル以内の区域。ただし、い、ろ、基点及び横須賀市走水港北側防波堤北西端（陸側端）を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。 基点 横須賀市走水港北側防波堤にある赤灯台中心点	1月1日から12月31日まで	横須賀市平成町又は浦郷町に漁業根拠地※を有し、かつ、なまこ、あさり、ばかがい、あずまにしきを目的とする手繰り第3種漁業を営むことについて、共第1号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業者の受忍を受けている者	東京内湾で操業する場合には、桁の幅は4メートル以下とする。	令和5年1月11日から同年2月10日まで	令和5年2月28日から令和5年6月25日まで



漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項)により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可をすべき期間	許可の有効期間
なまこ、あさり、ばかがい、あずまにしきを目的とする手繰り第3種漁業	1	15トンの申請があった総トン数	定めなし	共第1号共同漁業権の漁場の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (1) 横須賀市走水旗山崎突端から200メートル以内の区域。ただし、い、ろ、基点及び横須賀市走水港北側防波堤北西端(陸側端)を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。 基点 横須賀市走水港北側防波堤にある赤灯台中心点 い 基点から真方位3.17度103メートルのところ ろ 基点から真方位64.95度53メートルのところ (2) 横須賀市走水松崎	1月1日から12月31日まで	横須賀市平成町又は浦郷町に漁業根拠地*を有し、かつ、なまこ、あさり、ばかがい、あずまにしきを目的とする手繰り第3種漁業を営むことについて、共第1号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	東京内湾で操業する場合には、桁の幅は4メートル以下とする。	令和5年1月11日から同年2月10日まで	令和5年3月3日から令和6年6月25日まで



漁業種類	なまこ、 ばかがい を目的と する手繰 第3種漁 業	許可又は 起業の認 可をすべ き船舶 等の数	1	許可又は 起業の認 可をすべ き船舶 等の総 トン数	15 トンの 未満の 申請の あった 総トン 数	推進機 関の馬 力数	定めな し	操業区域	共第3号共同漁業権 の漁場のうち、三 浦市南下浦町上宮田と 同市南下浦町菊名との 境界線と最大高潮時海 岸線との交点から真方 位103度18.4分の線以 南の区域	漁業時期	1月1日 から12 月31日 まで	許可又は起業の認 可をすべき漁業者 の資格	三浦市南下浦町に 漁業根拠地*を有 し、かつ、なまこ、 ばかがいを目的と する手繰第3種漁 業を営むことにつ いて、共第3号共 同漁業権の漁場の 区域において当該 漁業権の漁業権者 の受忍を受けてい る者	(規則第 14条第1 項により許 可又は起業 の認可時に 付加する条 件)	なし	許可又は 起業の認 可を申請 すべき期 間	令和5年 1月11 日から同 年2月 10日ま で	許可の有効期間	令和5年 2月27日 から令和 5年6月 25日まで
------	---	------------------------------------	---	---	--	------------------	----------	------	--	------	----------------------------	-----------------------------	---	---	----	-----------------------------------	--	---------	--